

デイサービス SARA（さら）らいびーず（宿泊サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条

株式会社ライブコアサポート（以下「事業者」という。）が、介護保険法に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）の指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）であるデイサービス SARA（さら）らいびーずにおいて、深夜および夜間にその設備を利用して、当該指定通所介護事業所等の利用者に対して実施する宿泊サービス（以下「宿泊サービス」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営等に関する事項を定め、宿泊サービスを提供する従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）が、要介護状態（以下「要介護者」という。）に対し、適正な宿泊サービスを提供することを目的とする。

（宿泊サービスの運営方針）

第2条

- 1 宿泊サービスの実施に当たっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 宿泊サービス従業者は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話に係るサービス提供を行う。
- 3 宿泊サービスの実施に当たっては、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、居宅介護支援事業者との必要な連携を行う。

（事業所の名称等）

第3条

宿泊サービスを行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 デイサービス SARA（さら）らいびーず
- （2）所在地 茨城県ひたちなか市高場2-18-7

（従業者の職種、員数および職務の内容）

第4条

宿泊サービス従業者の員数および職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
管理者は、利用者の居宅介護支援事業所等との情報連携や宿泊サービス従業者の管理、宿泊サービス事業の利用の申込みに係る調整および業務の実施状況把握を行う。
- （2）介護職員または看護職員 宿泊サービス提供日ごとにサービス提供時間帯を通じて専従で1名以上
介護職員または看護職員は、利用者の食事、就寝、起床等の介助および援助を行う。
- （3）緊急時対応職員

宿泊サービス提供時間帯を通じ、職員の緊急連絡体制を整備し、緊急時の対応を図る。

(4) その他

調理員 1名以上

調理員は、献立に基づき、給食を調理し配膳を行う。

(サービス提供日およびサービス提供時間)

第5条

(1) サービス提供日 365日

(2) サービス提供時間 午後9時から翌午前8時30分までとする。

(利用定員)

第6条

宿泊サービス事業所の利用定員は、次のとおりとする。

利用定員 利用定員の2分の1または9名

(宿泊サービスの内容)

第7条

宿泊サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 就寝・起床・排せつ等の介助

(3) 健康状態の確認

(4) その他日常生活に必要な支援および介助

(宿泊サービス計画の作成)

第8条

宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者、または4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成する。

(身体拘束)

第9条

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

(高齢者虐待防止に関する基本的な考え方)

第10条

事業所は、高齢者虐待防止法に基づき、利用者の人権を尊重し、虐待の防止および早期発

見に努めるものとする。

また、虐待が疑われる場合には、市町村その他関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

なお、虐待防止に関する体制および研修等については、指定通所介護事業所の運営規程等に基づき、一体的に実施するものとする。

(感染症の発生およびまん延防止に関する取組)

第11条

事業所は、感染症の発生およびまん延防止のため、必要な措置を講じ、職員に対して周知徹底を図るものとする。

感染症対策に関する体制および取組については、指定通所介護事業所の規程等に基づき実施するものとする。

(ハラスメント防止に関する取組)

第12条

事業所は、職員が安心して業務に従事できるよう、ハラスメントの防止に努めるものとする。

ハラスメント防止に関する対応については、法人の定める規程等に基づき適切に対応するものとする。

(通所介護事業所との一体的運用)

第13条

宿泊サービスは、指定通所介護事業所に付随して提供する任意のサービスであり、その運営に当たっては、通所介護事業所の運営体制および諸規程と一体的に運用するものとする。

(利用者の権利擁護)

第14条

事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の権利擁護に配慮した支援を行うものとする。

(職員の倫理および行動指針)

第15条

宿泊サービス従業者は、専門職としての自覚を持ち、法令および法人の定める規程を遵守し、利用者の尊厳を守り、誠実に業務を遂行するものとする。

(感染症・災害発生時の連携)

第16条

感染症または災害が発生した場合、もしくは発生するおそれがある場合には、指定通所介護事業所、関係機関および地域との連携を図り、必要な対応を行うものとする。

(宿泊サービスの利用料)

第17条

宿泊サービスを提供した場合の利用料の額は、以下のとおりとする。

- (1) 宿泊料は1泊 630円を徴収する。
 - (2) 食費は、朝食300円／一食 夕食500円／一食を徴収する。
 - (3) おむつ代は施設の物を使用した場合、一枚につき100円を徴収する。
 - (4) その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 2 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第18条

宿泊サービスの提供時間中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じる。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。

(苦情処理等)

第19条

利用者およびその家族からの相談、苦情等を受け付けるための窓口を設置し、宿泊サービスに関する要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。

(事故発生時の対応)

第20条

宿泊サービスの提供時間中に事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第21条

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行う。

(個人情報保護)

第22条

事業者は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に準じ適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者およびその家族の個人情報については、事業所での宿泊サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者およびその家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(宿泊サービス利用に当たっての留意事項)

第23条

利用者は、サービスの利用に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 主治の医師から指示事項等がある場合は、管理者または宿泊サービス従業者に申し出、指示に従うものとする。
- (2) 身体状況により宿泊サービスの利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止する場合がある。

(その他運営に関する重要事項および留意事項)

第24条 事業者は、宿泊サービス従業者に対し、宿泊サービスの提供に必要な知識の習得および能力の向上を図るための研修を実施する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 宿泊サービス従業者は業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持する。
- 3 宿泊サービス従業者であった者に、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、宿泊サービス従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、宿泊サービス従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の責任者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

平成30年9月1日 一部改訂。

令和8年2月1日 一部改訂。